

計算書類に対する注記(法人会計)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品、ソフトウェア 定額法

(2) 引当金の計上基準

・賞与引当金 - 職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
 ・退職給付引当金 - 職員の退職給付に備える為、当会計年度末における退職給付債務(期末自己都合要支給額)に基づき当期末において発生していると認められる額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設等退職引当共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
当法人では、社会福祉事業のみのため作成してない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 特別養護老人ホーム清水園拠点(社会福祉事業)

- ・本部サービス区分
- ・特別養護老人ホーム清水園サービス区分
- ・清水園短期入所生活介護サービス区分
- ・清水園デイサービスセンターサービス区分
- ・小城市北部地域包括支援センターサービス区分

イ 介護老人保健施設蛭水荘拠点区分(社会福祉事業)

- ・介護老人保健施設蛭水荘サービス区分
- ・蛭水荘通所リハビリテーションサービス区分
- ・蛭水荘居宅介護支援事業所サービス区分
- ・蛭水荘短期入所生活介護サービス区分

ウ ケアハウス アミジア拠点区分(社会福祉事業)

- ・ケアハウス アミジアサービス区分
- ・グループホームたんぼぼサービス区分

エ 地域密着型施設等拠点区分(社会福祉事業)

- ・ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム清水園サービス区分
- ・小規模多機能型居宅介護事業所清水園サービス区分
- ・認知症対応型デイサービスセンター清水園サービス区分
- ・清水園ホームヘルプチームサービスサービス区分
- ・清水園居宅介護支援事業所サービス区分
- ・ケアホームあしみぞサービス区分
- ・多機能ホームあしかりサービス区分

オ 養護老人ホームけいこう園拠点区分(社会福祉事業)

- ・養護老人ホームけいこう園サービス区分
- ・グループホームけいこう園サービス区分
- ・けいこう園居宅介護支援事業所サービス区分
- ・けいこう園特定施設入居者生活介護サービス区分

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし